

鳥取県愛鳥モデル校指定・育成要領

(目的)

第1条 小中学校の児童・生徒の情操教育の一環として、愛鳥思想の普及啓発を図るため、愛鳥モデル校を指定する。指定・育成については、この要領に定めるところによるものとする。

(愛鳥モデル校の指定)

第2条 愛鳥モデル校の指定を希望する小中学校は、愛鳥モデル校指定要望書（様式第1号）に愛鳥モデル校活動方針書（様式第2号）を添付のうえ、所管する総合事務所長（以下「所長」という。）又は緑豊かな自然課長（以下「課長」という。）に提出するものとする。

2 所長は、愛鳥モデル校指定要望書等が提出されたときは、生活環境部長に送付する。

3 生活環境部長は、愛鳥モデル校の指定が適当であると認められるときは、愛鳥モデル校に指定するものとする。

(愛鳥モデル校の育成)

第3条 所長又は課長は、必要に応じて野鳥に関する知識を有する者の協力を得ながら、愛鳥モデル校の行う愛鳥活動等を支援するものとする。

(活動計画の作成)

第4条 愛鳥モデル校は活動計画書（様式第3号）を毎年度作成し、活動年度の4月15日までに所長又は課長に報告するものとする。ただし、年度途中で愛鳥モデル校の指定を受けた小中学校については、指定後速やかに当該年度の活動計画書（様式第3号）を提出するものとする。

2 所長は、提出を受けた活動計画書を、活動年度の4月30日までに課長に送付する。ただし、年度途中で愛鳥モデル校の指定を受けた小中学校の活動計画書は、提出のあった後に速やかに送付する。

3 愛鳥モデル校の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 愛鳥活動（探鳥会、巣箱作り、食餌木の植栽等）の実践
- (2) 愛鳥研修の開催
- (3) 愛鳥作品の作成及びコンクールへの出展
- (4) その他愛鳥事業に関する事項

(活動実績の報告)

第5条 愛鳥モデル校は活動実績報告書（様式第4号）を作成し、次年度の4月15日までに所長又は課長に報告するものとする。

2 所長は、提出を受けた活動実績報告書を、次年度の4月30日までに課長に送付する。

(愛鳥モデル校の取消し)

第6条 愛鳥モデル校の取消しを希望する小中学校は、その旨を所長又は課長に申し出るものとする。

2 所長は生活環境部長に申し出の内容を通知し、生活環境部長は申し出の内容がやむを得ないものと認めるときは、愛鳥モデル校の取消しを行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年3月15日から施行し、平成14年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成15年7月 8日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月 3日から施行する。